

議案第72号

天理市改良住宅等条例の一部改正について

天理市改良住宅等条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市改良住宅等条例の一部を改正する条例

天理市改良住宅等条例（平成9年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「178,000円」を「139,000円」に、「137,000円」を「114,000円」に改め、同条第2項の表中「137,000円」を「114,000円」に、「178,000円」を「139,000円」に、「200,000円」を「158,000円」に、「242,000円」を「191,000円」に改める。

第6条第1項中「第6号」を「第7号」に改め、「第3項」の次に「、第43条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の天理市改良住宅等条例に規定する改良住宅等に入居している者に係る割増賃料については、平成26年3月31日までの間は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。